

# 第二次大戦後における国際特許管理の展開

—代理契約の終焉とグローバル経営の進化—

西村成弘

## I. はじめに

本稿の目的は、米ゼネラル・エレクトリック社（General Electric Company, 以下GE）の国際特許管理が第二次大戦後にどのように再編されたのかについて明らかにすることである。国際特許管理のシステムは、日本の場合、GEが子会社IGEC（International General Electric Company, Incorporated）を通して1919年に東京電気、芝浦製作所と締結した特許契約にもとづいて構築された。契約に規定された内容は、日本の両社がGE発明の日本における特許出願権を譲渡され、日本企業の名義で特許当局に出願して権利を取得し、それらを自らの権利として管理し利用するというものであった。戦間期においてGEの日本特許は東京電気と芝浦製作所、両社が合併した後は東京芝浦電気の名義において出願・登録され、これら日本企業がGEに代わってその権利を行使し利潤を得ていた。

筆者は、先の論文で、国際特許管理契約下において日本企業名義で出願・取得され管理されていたGE特許が占領期にどのように扱われ、工業所有権回復の過程でどのように処理されたのかについて解明を行った<sup>1)</sup>。本論文では、第二次大戦以前の国際特許管理の方法と組織が、いかなる要因によって、どのように再編されたかについて明らかにしていく。

GEと東京芝浦電気は終戦直後から接触を重ねたが、両社が関係を回復するまでには時間がかかった。両社はようやく1951年に特許関係を回復させ、1953年になるとGEの東京芝浦電気に対する持株を回復させた。先の論文でもみたように、GEの日本への復帰に時間がかかった理由として、一つにはアメリカの対日占領政策、具体的には特許制度の変更に関する政策や集中排除政策の方向性を見極めることに時間を費やしたことがある。しかし他方で、GEのトップマネジメントはこの間、日本市場を含む戦後の国際政策の策定作業を行っており、1951年ごろからヨーロッパ諸国や日本の企業と新しい特許契約を締結するようになった。すなわち、占領政策とは独自に戦後の特許管理政策が決定され、それに相応の時間的経過が必要であったの

1) 西村成弘「日米企業間関係と占領政策—工業所有権回復過程におけるGE特許の位置—」『関西大学商学論集』第55巻第5号, 2010年12月。

である。

戦後の国際政策の策定過程で議論になった問題の一つは、戦間期の国際企業間協定が違法であるとされた反トラスト法裁判であった。1948年12月17日、日本を訪問していたIGEC副社長のジェフリーズ博士(Dr. Jeffries)は、IGECの日本への復帰に関するGHQ民間財産管理局員との電話会談のなかで、東京芝浦電気との関係復活を延期せざるを得ない理由として次の3点を挙げた<sup>2)</sup>。一つ目は、日本における経営環境の不安定さと東京芝浦電気の財務状況の悪さ、二つ目はIGECが東京芝浦電気の持株の大部分を帳簿から抹消しており、回復したならば財務省に税金を払い戻す必要が発生すること、そして三つ目が合衆国裁判所でIGECとヨーロッパ諸国及び日本の企業との国際協定に関する訴訟が未解決であることである。ジェフリーズはとくに反トラスト法裁判に対して悲観的であり、GEとIGECはおそらく裁判に負けるだろうと考えていた。また、IGEC社長のウィリアム・R・ヘロッド(William R. Herod)も日本への復帰を考える上でこの問題が最も重要な要素であると考えていると述べた。GEの国際協定を対象にした反トラスト法裁判は、対日本市場戦略だけではなくGEの国際政策全体に影響する問題であった。戦後政策を検討する議論の中で、この問題に対してどのような意思決定がなされたのかを明らかにすることが必要である。

以下、本稿では次の3点について明らかにする。第一は、第二次大戦終了直後にGEとIGECのトップマネジメントが戦後の特許政策についてどのように考えていたかである。1945年においてGEは、一方では米司法省から反トラスト法訴訟を提訴されており、これに対応しなければならないとともに、他方で戦後の世界市場への政策と戦略を策定しなければならない、という状況に置かれた。しかしすでにこの段階で、トップマネジメントのレベルでは両大戦間期の特許協定を改定して新たな協定を結ぶ必要があることが認識されていたことを明らかにする。第二に、1951年からGEとIGECが行った両大戦間期の特許・技術協定の改定と新協定の締結について検討する。1945年のトップマネジメントの議論によって示された戦後の新たな特許協定の枠組が、1951年に実現されたことを明らかにする。そして第三に、新しい戦後協定にもとづき、戦前の国際特許管理の方法と組織がどのように展開されたかについて、日本の事例を明らかにする。

本稿では、GEが戦間期の特許契約を戦後の新しい枠組みへと展開させたことについて、主にGEとIGECのトップマネジメントの議論から明らかにしていく。その際、筆者は主に次の一次資料を使用した。第一はGEの取締役会議事録である。第二に、1945年から59年までIGEC社長であったヘロッドの演説を記録した文書、第三に、同時期にGE会長であったフィリップ・D・リード(Philip D. Reed)の演説文書と、リードの往復書簡の中に添付されていた、IGECの取締役会議事録を用いた。

---

2) 「Memo for Records」1948年12月17日, RG 331, Box 3801, National Archives, U.S.A.

## II. 国際協定の再編

### 1. 反トラスト法訴訟

第二次大戦後、GEのトップマネジメントが対応しなければならなかったもっとも大きな問題は、反トラスト法裁判であった。GEは1941年に提訴された電球訴訟以降、海外企業との特許・技術協定が違法であるとされた一連の裁判に巻き込まれていく。電球訴訟は電球カルテルであるフェバス協定に参加したことで、独占的な特許・技術協定を締結したことが問われたものであった。電球訴訟は第二次大戦前に司法省によって提訴されたものであるが、大戦中は戦時生産の障害となるという理由で審理が差止められていた。したがってGEが一連の反トラスト法裁判に正面から対応しなければならなかったのは、戦争が終結してからであった<sup>3)</sup>。

1945年にはさらに、GEとIGECに対して、二つの反トラスト法訴訟が提訴された。一つはGEとIGECが重電分野における国際カルテルである国際通知・補償協定に参加したことを違法であるとする電気機械輸出組合訴訟であり、もう一つは両大戦間期におけるIGECの海外企業との特許・技術協定それ自体の違法性が問題とされた海外協定訴訟である<sup>4)</sup>。

電気機械輸出組合訴訟は、GEとIGECがウェスチングハウスの子会社Westinghouse Electric International Companyとともに電気機械輸出組合を作り国際通知・補償協定に参加したことを問題としたものであった。GEは戦後、積極的な輸出戦略をとる上で国際カルテル自体がその制限となるので、この訴訟については1947年に同意判決に署名し、解決をはかった<sup>5)</sup>。

GEとIGECが両大戦間期の特許・技術協定を戦後協定へと展開させる上で直接的な関係があったのは海外協定訴訟であった。海外協定訴訟は、次のような内容であった。すなわち、IGEC が AEI (Associated Electrical Industries, Ltd., イギリス), CFTH (Compagnie Française pour l'Exploitation des Procédés Thomson-Houston, フランス), AEG (Allgemeine Elektrizitäts-Gesellschaft, ドイツ), SEM (Société d'Electricité et de Mécanique, ベルギー), CGE (Compagnie Generale di Elettricità, イタリア), 東京芝浦電気 (日本) の6社との間で締結していた、広範囲にわたる協定、すなわち両大戦間期の特許及び技術協定がアメリカの反トラスト法に違反するというものであった。そして司法省は、(a)『共謀』企業に対するすべての海外投資の剥奪と禁止、(b) 海外諸協定の破棄と以後の制限的条項を含む協定の締結の

---

3) Swope, Gerard, Jr., "Historical Review of GE's Foreign Business as Affected by U.S. Antitrust Laws", October 31, 1972, pp.23-24, Schenectady Museum Archives. なお、G・スウォープ・ジュニアは、1920年代にIGECとGEの社長であったG・スウォープの息子であり、1946年にIGECの法務部マネージャーとなった。The New York Times, February 15, 1946, 30 : 2.

4) *Ibid.*, pp.23-24.

5) 西村成弘「IGECの事業部化と国際戦略の転換」『経営史学』第35巻第3号、2000年12月。

禁止、(c) すべての応募者に対して特許の無償ライセンスと「ノウハウ」を提供することを要求した<sup>6)</sup>。

1945年以降、GEとIGECの経営者は、第二次大戦後の世界市場と国際関係に対して積極的な政策と戦略を策定しようとすると同時に、司法省から提訴された一連の反トラスト法訴訟にも対応していかなければならなかった。

## 2. ヘロッド報告

このような状況の中、第二次大戦終了直後の1945年9月27日に行われたGEの社長年次レビュー・ミーティング (President's Annual Review Meeting) において、IGECの社長ヘロッドは、前身企業時代から1945年までのGEの国際政策と、戦後の国際政策の可能性に関する包括的な報告を行った<sup>7)</sup>。この報告の中でヘロッドは、第二次大戦後の新しい特許・技術協定の必要性について言及した。

ヘロッドは最初に反トラスト法裁判について説明した。なぜなら反トラスト法裁判は、戦間期における「IGECの経営のかなりの部分の、まさに基本を攻撃しているように見える」からであった<sup>8)</sup>。ヘロッドは「この訴訟が26年間に1,500万ドルにのぼったロイヤリティとサービス料収入を明らかに減少させるという事実、訴訟がわれわれに現在簿価1,330万ドルで運用されている原価7,000万ドルの投資の切り離しを要求しているという事実」をあげて、海外協定訴訟がこれらIGEC経営の基本にかかわるものであるという認識を表している<sup>9)</sup>。この言及は一つのプロフィット・センターとしてのIGECの経営それ自体に対する反トラスト法裁判の影響を述べたものである。

しかしヘロッドは次に、「戦争によって変化した経済、外国貿易からみれば、そして純粋に商業的な考慮の観点からすれば、新しい、改定された協定を引き受けることは望ましいだろう。さらに、われわれは（戦間期とは——引用者）異なったフレームワークでそのような将来の諸協定を取り決めなければならないだろう」という見方を示した<sup>10)</sup>。注目すべきことは、早くも1945年にヘロッドが戦間期における特許・技術協定の枠組とは異なる、新しい戦後の協定枠組を議論し、実際に改定することを「純粋に商業的な」観点から行うべきであるという提起を行っていることである。

---

6) Swope, Jr., G., *op. cit.*, pp.25-28; General Electric Company, The Minutes of Directors' Meeting, #4750 and Exhibit A, at 645th Meeting, October 19, 1953, Schenectady Museum & Archives. なお、海外協定訴訟は1953年にGEが同意判決に署名して終了した。

7) Herod, William R., "The I.G.E. Picture". Delivered at the GE President's Annual Review Meeting, September 27, 1945, Schenectady Museum & Archives, Herod Collection, Box 1, Folder 7.

8) *Ibid.*

9) *Ibid.*

10) *Ibid.*

さらにヘロッドは、「法的な状況がまだ不明確なので明確な見通しは述べられない」としながらも、「新しい、改定された協定」の内容は「排他的ライセンスの規定がなく、われわれあるいは協定相手企業の販売に関する制限がなく、自分自身の防衛として、なんらかの技術情報が与えられる場合には、1年から3年前の通告で破棄することができる『選択された』諸協定」になるという見方を示した<sup>11)</sup>。

最後にヘロッドは、新協定に関する提起の位置付けを、「これはIGECにとって重要なだけでなく、GEにとっても重要である」とした<sup>12)</sup>。つまり子会社であるIGECの経営にとっただけではなく、GE全体の戦後国際戦略にとって、戦間期の協定を改定し、新しい協定を締結することが重要であると提起したのである。

1945年におけるヘロッドのレビュー・ミーティングでの提起は、GEとIGECのトップマネジメントの中で支持され、GE全体の意思へと高められていった。ヘロッドは1948年にGEのトップマネジメントと管理者全員に向けて行った演説において、特許・技術協定について次のように説明した。「全体にわたる提起として、われわれは、なんらかの法的なフレームワークが調整できるところでは、海外における技術提携に関する積極的な政策を採用し、それを積極的に利用しなければならない」<sup>13)</sup>。つまり、1948年には法的な有効性の見とおしができたところから早急に戦後協定を締結、展開するべきであることを全体方針として述べてたのである。

また、GEとIGECの取締役会会長であったフィリップ・リードも、1950年に行われた同様のトップマネジメントと管理者向けのキャンプで、IGECの特許・技術協定について触れた。リードもヘロッドと同様に、輸出の強化と現地生産の継続を述べた後で、特許ライセンスとノウハウ供与について、ノウハウ供与については戦間期のように無制限に行わず限定して行いが、特許ライセンスの供与は継続していくという見解を示した<sup>14)</sup>。

このように、1945年にヘロッドによって提起された課題、すなわち戦間期の特許・技術協定を改定し積極的に新しい協定を締結していくという方針を、GEとIGECのトップマネジメントが持っており、しかも全経営者、全管理者にこの方針を浸透させようとしていたのである。

### 3. 新協定の必要性

ヘロッドは、上記のように、「戦争によって変化した経済、外国貿易からみれば、そして純粋に商業的な考慮の観点」から戦間期の特許・技術協定を見直すことが必要であると述べた。では

---

11) *Ibid.*

12) *Ibid.*

13) Herod, William R., "Camp Wilson, Association Island", August 2-4, 1948, Schenectady Museum & Archives, Herod Collection, Box 1, Folder 10.

14) Reed, Philip D., "Notes for Talks at General Electric Camp, I to X, Association Island", July 1950, Hagley Museum, P. D. Reed Papers, Box 36, File: Speech Notes, 1950-1952.

ヘロッドのいう「純粹に商業的な考慮の観点」は何をさすのであろうか。トップマネジメントが考えていた第二次大戦後の国際戦略及び政策とGEとIGECが直面した客観的状況についてみてみよう。

### (1) 輸出拡大と輸出製品の多様化

第一に、GEの戦後国際戦略の大方針は、拡大する世界市場に対して積極的に輸出を行うというものであった。

1945年9月のレビュー・ミーティングでヘロッドは、戦間期からの貿易の流れ、輸出製品の变遷を分析したあとで「次の2年間におけるアメリカからの電機製品輸出の見とおしは、需要の増大と、ドイツ、日本の競争の排除」によって拡大する可能性があること、これに対応して輸出を強化することが必要であると述べた<sup>15)</sup>。

他方でヘロッドは、IGECの輸出が拡大する可能性もあるが、輸出の水準は海外でのドル信用の利用可能性にかかっていると述べた<sup>16)</sup>。海外におけるドル信用の獲得は、アメリカの対外政策の問題であり、GEは政治的にもアメリカ政府に働きかけを行っていく必要がある。ヘロッドは1948年にフォート・ウェインで行った演説でマーシャルプランを強く支持する意見を述べ<sup>17)</sup>、さらに同じ年の8月に行った演説においても、輸出を拡大するためには「…より多くの注意を、一般的な消費者に向けるよりもむしろ、ワシントンと国内外の政府当局に向ける必要がある」と主張した<sup>18)</sup>。さらに、ヘロッドと連携しながらGEの国際関係を代表していたリードも、1948年のキャンプにおける演説で、全トップマネジメントと管理者に対してマーシャルプランの意義を強調した<sup>19)</sup>。このようなヘロッドとリードの演説と実際の行動を見ても、GEが輸出を拡大していこうと考えていたことは明らかである。

ヘロッドはまた、IGECが輸出を拡大させるためにはGEの現業部門と輸出部門たるIGECの組織的連携が必要であることを述べた。GE—IGEC間の組織問題は、1946年のIGEC取締役会の再編、1952年のIGECの事業部化として解決され、GEは生産と輸出を有機的に連携させることによって輸出競争力を強化しようとした<sup>20)</sup>。このような組織再編の点においても、第二次大戦後、GEは輸出を軸とした国際戦略をとったことが明らかである。

---

15) Herod, W. R., "The IGE. Picture", 1945.

16) *Ibid.*

17) Herod, William R., "IGE and the International Outlook with Particular Reference to Marshall Plan". Address delivered to Ft. Wayne Chapter Elfun Society, March 19, 1948, Schenectady Museum & Archives, Herod Collection, Box1, Folder 10.

18) Herod, W. R., "Camp Wilson, Association Island", 1948.

19) Reed, Philip D., "Camps General Electric", 1948, Hagley Museum, P. D. Reed Papers, Box 36, File: Speech Notes, 1950-1952.

20) 西村, 前掲, 「IGECの事業部化と国際戦略の転換」『経営史学』。

第二は、輸出製品を多様化させる必要があった点である。ヘロッドは戦間期におけるアメリカの電機輸出の傾向を分析して次のように述べた。市場分割協定や国際カルテルによって輸出が制限されてはいたが、アメリカの電機輸出に占める重電機器の割合は、1919年ごろの75%から第二次大戦直前には40%以下へと低下し、その他の電機製品の輸出が増加した。しかし重電の輸出は「今日の状況下では、戦争の結果として、再びわれわれの輸出の主要な部分になっている」が、「長期的視野で見た重電輸出に関する情勢は…それほど楽観的ではない」。というのは、重電機器は労働集約的な性質を持っており、アメリカの相対的な高賃金によって、GEはヨーロッパの電機企業に対してコスト上決定的に劣位にあったからである<sup>21)</sup>。

第二次大戦後においてGEが諸外国の企業に対して価格優位性を有するのは、冷蔵庫、洗濯機、室内家電、エアコンなどのような分野であった。したがってGEは、重電の輸出も重視するが、重電に限らず輸出製品を多様化して輸出を増加させる戦略をとった<sup>22)</sup>。実際に1947年におけるIGECの輸出の実績は、全輸出のうち「約20%から25%はエレクトロニクス、電気器具、家電、化学製品」であり、それらの品目が「満足すべきマージンをあげた」のである<sup>23)</sup>。

## （2）技術開発

輸出強化と輸出製品の多様化の基礎には技術開発があった。特許・技術協定はなによりも技術を対象とするので、第二次大戦と戦後の技術開発は戦後の新しい協定への展開において重要な意味を持った。以下三点にわたり、第二次大戦と戦後の技術開発の特徴を見よう。

第一に、なによりも第二次大戦はGEが新技術を獲得する契機となった。第二次大戦によってGEは、主に原子力、ジェット・エンジン、コンピュータとエレクトロニクス分野において新技術を獲得した<sup>24)</sup>。GEの原子力技術が大戦中のマンハッタン計画に由来していることは有名であるが、GEは大戦後も自身のノールズ研究所や政府から運営委託を受けたハンフォード研究所において技術開発を進めた<sup>25)</sup>。結果、ウラン濃縮技術、プルトニウム生産技術、また沸騰水型原子炉の開発など、原子力産業において戦略的に重要な技術を多数確保するようになった。同様に、ジェット・エンジン、コンピュータとエレクトロニクスにおいても、多くの戦略的な技術を獲得した。

第二に、国家政策と密接な関係にあるこれら原子力、ジェット・エンジン、コンピュータとエレクトロニクス分野における研究開発は、その費用の大部分が政府資金によって賄われてい

---

21) Herod, W. R., "The I.G.E. Picture", 1945.

22) *Ibid.*

23) Herod, W. R., "IGE and the International Outlook with Particular Reference to Marshall Plan", 1948.

24) 小林袈裟治『GE』東洋経済新報社、1970年、150-159ページ。坂本和一『新版GEの経営組織』法律文化社、1997年、114-133ページ。

25) General Electric Co., *Annual Report*, 1945.

たことも戦前と異なる特徴であった<sup>26)</sup>。

第三に、GEは独自に内部で研究開発体制を拡充し、技術開発を進めたことである。1945年、GE研究所(GE Research Laboratory) 所長に就任したスーツ(Dr. Guy Suits)は研究所の設備拡張方針を提出した。研究所の拡張計画は一般的な技術発展に対応するとともに、さらに独自に基礎研究と開発研究を促進するためのものであり、その主要内容は、1945年時点で185人いる研究者を350人まで増加させ、そのために設備を拡張するというものであった<sup>27)</sup>。

GE研究所は1900年に設立された純粋な科学研究も行う機関であり、化学研究部門(Chemistry Research Department)、電子物理学研究部門(Electron Physics Department)、一般物理研究部門(General Physics Research Department)の三つの部門で構成されていた。戦後の研究開発体制拡充のトピックは、1953年に冶金・セラミック研究部門(Metallurgy and Ceramics Research Department)が新設され、GE研究所が四部門体制となったことである<sup>28)</sup>。冶金・セラミック研究所の新設は原子力、ジェット・エンジン、ガスタービン、蒸気タービン開発を強化する目的で行われた。というのは、これら戦略分野の技術開発は、高圧、高温、高速回転に耐えられる素材の開発が不可欠だからである。

さらにGE研究所以外の研究所の拡張が、この時期に決定された。表1は1945年から1955年までのGEの主な研究所の新設や拡張を表している。この表によると、1946年から50年にかけて集中的に新しい研究所の設立が見られる。大型変圧器の研究・試験を行った音響試験研究所や開閉装置の研究を行ったスイッチギア研究所のように、従来技術をさらに発展させるための

表1 第二次大戦後におけるGEの研究開発体制の拡充  
1945—1955年

研究所	設立年	所在地	研究内容
基礎科学研究所	1900		基礎研究
{ 冶金・セラミック研究所 { 燃焼研究所	1953	スケネクタディ	金属、冶金の研究
	1953		ガスタービン開発に関する基礎研究
ハンフォード研究所	1946*	ハンフォード	プルトニウムの生産
放射線冶金研究所			金属の研究・開発
X線研究所	1947	ミルウォーキー	医歯学、産業用への応用研究
音響試験研究所		ピッツフィールド	大型変圧器の音波の研究・試験
エレクトロニクス研究所	1947	シェラキユース	エレクトロニクスの研究
航空機ガスタービン研究所	1947	リン	ジェット・エンジンの研究開発
高電圧研究所	1949	ピッツフィールド	大型変圧器などの設計・研究
ノールズ研究所	1950	スケネクタディ	原子力エネルギーの開発
計測機器研究所	1950	ウェスト・リン	航空機・核施設の計測機器の開発
スイッチギア研究所	1952	フィラデルフィア	開閉装置の開発、試験
タービン開発研究所	1955	スケネクタディ	ガスタービンの開発

注：\*1946年に政府より運営委託を受けた。

出所：General Electric Co., *Annual Report*, 1945-1955各所より作成。

26) 小林袈裟治, 前掲書, 173-174ページ。

27) General Electric Co., *Research in Chemistry at the General Electric Research Laboratory*, 1959, p 4.

28) *Ibid.*, p 7.



研究所が新たに設置された。また原子力研究、ガスタービンやジェット・エンジン研究、エレクトロニクス研究のための研究所は、これら新技術を政府資金を用いて開発し技術的な競争優位を獲得するために新設されたものであった。

### （３）戦間期の特許・技術協定の制限性

輸出拡大と輸出製品の多様化という国際戦略や新たな研究開発体制の構築は、必然的、不可避免的に、戦間期の特許・技術協定を見なおし、新協定を締結することをGEに要求することになった。

輸出拡大の戦略と、輸出を制限した戦間期の特許・技術協定は明らかに対立する。また、戦間期の特許・技術協定は輸出製品の多様化とも対立する。というのも、多様な分野の輸出製品の競争力を高めるためには、輸出先市場における当該製品の特許を管理しなければならないが、そのような特許は一つの企業ではなく多様な企業によって取得されていたからである。したがって多くの企業と特許協定を締結しなければならず、この点で戦間期の特許・技術協定の、排他的ライセンスを供与する特徴と広範囲な製品を含むという特徴と対立する。

加えて、政府資金を導入した戦略的技術分野に関する技術開発を行っている以上、包括的かつ無制限なノウハウの流出を引き起こす特許・技術協定は、安全保障上問題となる。戦略分野における特許・技術協定は、政府間による協定を媒介しなければならない。したがって、民間レベルの協定においては、これらの技術に関する項目を除外しなければならず、この点でも戦間期の特許・技術協定は戦後戦略と対立した。

また、無制限なノウハウの流出は、第二次大戦によって獲得した技術、GE内部で新たに開発されるであろう技術を無防備にするものであり、技術競争力、輸出競争力を維持できなくなるおそれがあった。この点でも戦間期の特許・技術協定はGEの新しい国際戦略と対立し、新協定を締結する必要性をGEとIGECのトップマネジメントに認識させたのである。

## Ⅲ．新協定の締結と展開

### １．ヨーロッパ企業との交渉

1945年のレビュー・ミーティングにおけるヘロッドの提起、1948年の全トップマネジメント、全管理者への提起を経て、GEは全体として戦間期の特許・技術協定を戦後の新しい協定へと展開する意思を持つようになったことは先に見た通りである。提起された協定の枠組の実現は、ようやく1951年から始められた。

第二次大戦直後においてもまだ有効であった特許・技術協定は、AEI、SEM、CFTHとの協定であり、AEG、CGE、東京芝浦電気との協定は、第二次大戦でこれらの企業が枢軸国側にあったため停止された状態にあった。以下ではまず連合国側にあった企業との協定の改定につ

いて見よう。

AEI, SEM, CFTHとの技術協定の改定交渉は、1951年6月から開始された。IGECの取締役会議事録によると、IGECの執行副社長G・V・エベレス(George V. Eveleth, Jr.)がヨーロッパに出向き、これらの企業と改定交渉を行った<sup>29)</sup>。

交渉を行った企業のうち、AEIとの協定は次のように改定された。すなわち、「両社それぞれの海外特許について、非排他的、制限なし、ロイヤリティなしで交換を行うこととし、ノウハウの交換を含むその他の義務や引き受け(undertaking)」については1951年6月30日付で終了させる<sup>30)</sup>。またSEMとの交渉では、協定内容を「すべての特許ライセンスを非排他的なものとし、製品の生産、使用、販売を規制あるいは制限する両社のすべての引き受けと義務を(協定から——引用者)除外する」ことを1953年6月15日付で行うことで同意した<sup>31)</sup>。

他方、エベレスはCFTHとの改定交渉を1951年6月の渡欧時に成功させることができなかった。というのは、交渉の中でCFTHがIGECのフランス特許の排他的ライセンスを1965年まで保持したいと主張したからである。しかしエベレスは再度渡欧し、同年6月30日付でCFTHと修正協定を締結することに成功した。IGECとCFTHとの修正協定の内容は次のようなものであった<sup>32)</sup>。すなわち、「戦前のCFTHとの協定が合衆国連合資産管理局(U.S. Office of Alien Property)によって剥奪される場合には、製品の生産、使用、あるいは販売に対するすべての規制と制限を協定から削除する」、そして「供与されるライセンスは非排他的なものとし、両社のすべての海外特許に基づく販売権にまで範囲を拡大する」というものであった<sup>33)</sup>。

だが、CFTHがIGEC特許に基づきフランス国内で排他的に生産を行うことについてはIGECも同意した<sup>34)</sup>。つまり実質的にはCFTH協定の改定は1965年まで行われなかったことになったのである。このことは二重の点でIGECにとっては都合が悪かった。第一に、IGECはCFTHと排他的な特許ライセンス協定を締結するならばそれ以外の有力な企業に対してCFTH協定に含まれる製品については特許・技術協定が締結できない。第二に、協定の改定は反トラスト法裁判をも意識して行われたものであったが、制限的な条項を含んだままでは裁判に悪影響を及ぼしかねないからである。したがってIGECは「しばらくの間は、制限的協定の放棄あるいは排他的

---

29) International General Electric Co., Minutes of the Three Hundred Twenty-First Meeting of the Board of Directors, Thursday, June 28, 1951, Hagley Museum, P. D. Reed Papers, Box 8, File: GEneral Electric, Misc., April 1964-1966.

30) *Ibid.*

31) *Ibid.*

32) International General Electric Co., Minutes of the Three Hundred Twenty-Second Meeting of the Board of Directors, Thursday, September 6, 1951, Hagley Museum, P. D. Reed Papers, Box 8, File: General Electric, Misc., April 1964-1966.

33) *Ibid.*

34) *Ibid.*

ライセンス供与の除去の契約条項に反する行動は行わない<sup>35)</sup>という同意をCFTHから取ったのである。このことはIGECにとってはフランス国内における情勢を見極め、柔軟な対応を行える行動の自由を獲得したことを意味した。

以上、連合国側にあった3社との戦間期の特許・技術協定の改定交渉と改定された戦後協定の内容をまとめると、次の点が指摘できる。第一に、特許使用許諾を非排他的なものとしたことである。非排他的ライセンスの供与は、一方ではIGECの協定相手企業に対する支配を弱めるものであり、他方では他の企業にも特許ライセンスを供与できるので、より広範な企業に特許ライセンス供与を行うことが可能となる。第二は、戦間期の特許・技術協定に含まれていた諸制限を削除したことである。諸制限とは、特許権に基づいた製品の生産、使用、販売に対する制限であり、具体的には市場分割条項を意味している。これら2つの特徴は、ヘロッドが1945年9月のミーティングで示した見解に沿うものであった。

## 2. 東京芝浦電気との新協定

AEI, SEM, CFTHとの特許・技術協定は1951年に改定され、戦後の協定の枠組に沿った提携関係に入ったのであるが、IGECとAEG, CGE, 東京芝浦電気との間の特許・技術協定は、第二次世界大戦の勃発とともに事実上停止されたままであった。枢軸国側にあった3社は、第二次大戦後、改めてIGECと新協定を締結していった。これら3社のうち東京芝浦電気について、IGECとの特許・技術協定の復活とその内容を見よう。

連合国側にあった企業と異なり、東京芝浦電気がIGECと協定を復活させることは、単に協定を結ばばよいという問題ではなかった。日本の経済的・政治的状況の混乱、GHQによる対外取引の統制、外資導入環境の確立の遅れなど、IGECと東京芝浦電気の特許・技術協定の締結を遅らせる要因があった<sup>36)</sup>。

東京芝浦電気の社史によると、IGECと東京芝浦電気の協定関係はしだいに復活していった。まず、1949年にIGECが東京事務所を再開し、東京芝浦電気との交渉を行った。しかし「戦前に契約した特許の継続使用について同社の了承を得るに至った」が、新たな協定を締結するまでには至らなかった<sup>37)</sup>。というのは、「当時GE社は、各種拘束約款を含む外国技術援助契約に関連して、米国独占禁止法上の訴追を受けており、これが解決するまでは、具体的な方策が打ち出せない事情にあった」からである<sup>38)</sup>。東京芝浦電気社史のこのような評価から、この時点ではGEはまだ戦後協定の枠組が有効であるかどうか分からなかったことがうかがえる。1949年は電球訴訟に対する第一審裁判所の意見が提出された年であった。電球訴訟は海外協定訴訟

---

35) *Ibid.*

36) 東京芝浦電気株式会社『東京芝浦電気株式会社八十五年史』同社、796-797ページ。

37) 同上書、797ページ。

38) 同上書、796—797ページ。

と共通する部分即ち海外企業との特許・技術協定が含まれているという事情から同時に審理が進められていた。第一審裁判所の長い意見の中でGEは有罪であることが述べられていたが<sup>39)</sup>、この時点では可能性のある戦後協定の法的枠組はまだ不明確であったと考えられる。

しかし戦前からのライセンスは実質的に継続された。IGECと東京芝浦電気の特許ライセンス協定に関してGHQ/SCAPに提出された報告書では、両社の契約関係について次のように記されていた<sup>40)</sup>。すなわち、戦時中の敵産管理法や工業所有権戦時法によって両社の提携関係は影響を受けることはなかったが、1946年1月23日に公布された勅令「国際的協定又は国際的契約の禁止等に関する件」(昭和21年勅令第33号)によって両社間の契約は取り消されたと見なされた。この勅令は生産量や販売量に関する項目、販売価格、販売量、市場等に関する項目、また、顧客あるいは他の取引に関する項目に関して外国企業と契約を結んでいる企業は勅令発効後30日以内に契約を破棄する必要がある、IGECと東京芝浦電気との協定はこれに該当した。しかし契約が破棄されライセンスされている特許権等が使用不能になればGEのシステムを採用している東京芝浦電気の生産が全面的に停止することになり、「この事態はこの会社にとっての破局にとどまらず、日本電機産業の復興にも大きな混乱をもたらす」ことになる。日本政府はGHQ/SCAPに働きかけ、両社間の協定は破棄されたと見なされるけれども「本協定に含まれていた特許と諸発明の実施は、いつでも要求に従ってロイヤリティを支払う用意をもつという条件の下、さらなる指令が発令されるまでは黙認される」こととなったと報告された。このように、東京芝浦電気名義で現存している1,400件余りのGEの特許権や500件弱の実用新案権は、ひきつづき東京芝浦電気にライセンスされ続けた。

戦後最初の契約は、ようやく1951年にディーゼル機関車に関するものが締結され、引きつづき1952年には蒸気タービン発電機、水車発電機、電動機、変圧器など重電機器に関する契約が締結された<sup>41)</sup>。つまりAEIなどと同じく、東京芝浦電気との新しい契約の締結も、1951年から始められたのである。

その後も東京芝浦電気はIGEC(1952年以降はIGEC事業部)との間で特許・技術協定を結んでいったのであるが、IGECは戦後においては東京芝浦電気とのみ技術協定を締結したわけではなかった。表2は、1950年から1962年までの期間において、IGECと日本の電機企業との間に締結された特許・技術協定の一覧である。表2に現れている特徴は、第一に、IGECの特許・技術協定の相手企業が東京芝浦電気以外にも複数あるという点である。たとえば蒸気タービン発電機技術を見ても、東京芝浦電気のほかに日立製作所とも協定を締結している。第二は、蒸気タービン発電機という単一製品についても特許・技術協定が規模ごとの契約になっていることである。これは蒸気タービンの規模ごとに用いられる技術が異なるためである。表2にみる

39) Swope, Jr., G., *op. cit.*

40) 「終戦連絡事務局からGHQ/SCAPへ」CLO 3716 (RP), 1947年5月15日, RG 331, Box 3801.

41) 東京芝浦電気, 同上書, 797ページ。

日本企業に対するIGECの特許・技術協定は、戦間期の協定が「ほとんどすべての製品をひろくカバーし、無制限な技術情報を提供し」していた契約ではなく、「製品の範囲が明確に制限され」、非排他的なライセンスを与える戦後の新しい協定であった<sup>42)</sup>。

表2 日本の電機企業とGEとの技術導入契約  
(1950—1962年)

認可年月日	日本側企業	技術題目	契約の形態
1951.10	東京芝浦電気	ディーゼル電気機関車	特許実施・技術援助契約
1952.11.21	東京芝浦電気	電力用機器、蓄電器、ヒューズ、制御開閉装置の製造技術	特許実施・技術援助契約
1952.11.21	東京芝浦電気	スチームタービンおよびタービン発電機（100MW以下）	特許実施・技術援助契約
1953. 3. 3	日立製作所	スチームタービンおよびタービン発電機（100MW以下）	
1954. 3. 2	東京芝浦電気	閃光電球の製造	特許実施契約
1954. 3. 2	ウエスト電気	閃光電球の製造	
1955.12. 6	東京芝浦電気	サークライン型ならびにビッドスタート型蛍光灯の製造	特許実施契約
1956.11. 6	東京芝浦電気	スチームタービンおよびタービン発電機（125MW以下） スチームタービンおよびタービン発電機（156.25MW以下） スチームタービンおよびタービン発電機（175MW以下）	特許実施・技術援助契約
1956.11. 6	日立製作所	スチームタービンおよびタービン発電機（156.25MW） スチームタービンおよびタービン発電機（175MW）	
1957. 2.17	日立製作所	スチームタービンおよびタービン発電機（125MW）	
1957.10. 3	東京芝浦電気	スチームタービンおよびタービン発電機（220MW）	特許実施・技術援助契約
1958. 4. 1	電元社	不活性ガスアーク溶接法による金属溶接装置	
1958. 5.20	日立ランプ	環状蛍光灯の製造（1963年に契約延長）	
1959.	東京芝浦電気	金属ゲルマニウムまたはシリコンを半導体とした整流装置	特許実施・技術援助契約
1959.	日立製作所	金属ゲルマニウムまたはシリコンを半導体とした整流装置	
1959.11.17	日立製作所	スチームタービンおよびタービン発電機（220MW）（契約一本化）	
1959.12. 1	三菱電機	円形蛍光灯および瞬時点灯式蛍光灯	
1960. 6.21	東京芝浦電気	スチームタービンおよびタービン発電機（265MW）	特許実施・技術援助契約
1960. 6.21	東京芝浦電気	変圧器、避雷器、保護開閉装置	特許実施・技術援助契約
1960.12. 6	日立製作所	スチームタービンおよびタービン発電機（265MW）	
1961. 8. 1	新日本電気	丸形蛍光灯および即時店頭型蛍光灯の製造	
1962. 1.19	日立製作所	スチームタービンおよびタービン発電機（240MW）	
1962. 3. 7	岩崎電気	石英沃素電球	
1962. 3. 7	東京芝浦電気	石英沃素電球	特許実施契約
1962. 3. 7	東京芝浦電気	赤外線電球	特許実施契約
1962. 3.20	東京芝浦電気	スチームタービンおよびタービン発電機（375MW） スチームタービンおよびタービン発電機（350MW）	特許実施・技術援助契約
1962. 3.20	日立製作所	スチームタービンおよびタービン発電機（375MW） スチームタービンおよびタービン発電機（350MW）	
1962. 4. 3	牛尾工業	石英沃素電球	
1962. 4. 3	牛尾工業	赤外線電球	
1962. 4.16	日立ランプ	赤外線電球	
1962. 5.15	日本電熱	電気毛布	
1962. 6. 5	東京芝浦電気	スチームタービンおよびタービン発電機（240MW）	特許実施・技術援助契約

出所：岡崎栄助「電機機器の技術導入について」（その1～3）『電機』180号、181号、182号、1963年6月、7月、8月；『東京芝浦電気八十五年史』pp. 797-803より作成。

42) Swope, Jr., G., *op. cit.*

### 3. 戦後協定の戦略的意味

拡大する戦後の世界市場に対して積極的な輸出を行うというGEの戦略は、制限的な戦間期の特許・技術協定を改定し、新協定を締結することを不可避とした。特許・技術協定自体はGEにとっても、また電機産業において競争する企業すべてにとって不可欠のものである。問題は、特許・技術協定の形態であった。1945年のヘロッドによる新協定の必要性の表明、1951年以降後の実際の戦後協定の締結を概括すると、GEとIGECが戦後に締結した特許・技術協定の枠組は次のようなものであった。

第一は、特許ライセンスを非排他的なものにすること、あるいは非排他的特許ライセンスの供与である。特許ライセンスを非排他的なものにすることは、ある国において、一つの企業だけにしか特許ライセンスを与えない排他的ライセンスではなく、ある国において多数の企業に特許ライセンスを供与することを可能にするものである。これによって、同一技術についても広範な企業に特許ライセンス供与を行うことができるようになる。

第二は、協定範囲の明確化、あるいは特定技術に限定した特許・技術協定である。特許ライセンスを非排他的なものにすること、製品の範囲を明確化することによって、協定相手と協定技術を戦略的に選択することが可能となる。すなわち個別技術ごとに技術協定を結ぶことができるようになる。

第三の特徴は、無制限なノウハウ交換の停止、あるいはノウハウ交換協定を含まない特許・技術協定の締結である。両大戦間期の特許・技術協定は無制限なノウハウ、技術情報の交換を規定していたが、防衛上、限られた企業以外にはノウハウを供与しないようにする必要があった。ノウハウの供与は、個別技術ごと、個別企業ごとに選択的、戦略的に行われるようになった。

第四は、市場分割条項の一般的な排除である。戦後国際戦略は輸出拡大を軸として行われたのであり、この点で市場分割はむしろ制限となった。

このような新しい協定は、AEI, SEM, CFTHの場合は既存の戦間期の協定を改定することによって、枢軸国側にあったAEG, CGE, 東京芝浦電気の場合は新協定を締結することによって始まった。特許ライセンスを非排他的なものにする、特許・技術協定の製品範囲を明確化するという戦後の協定は、戦間期のように企業同士が広範囲な製品にわたって長期・固定的に関係を保持するものではない。むしろその時々々の技術発展、技術分野ごとの戦略などに柔軟に対応できるもの、いわゆる戦略的提携を可能とするものであった。特許・技術協定のこのような形態は、以後のGEの国際政策の軸をなすものとなったのである。

## IV. 国際特許管理の展開

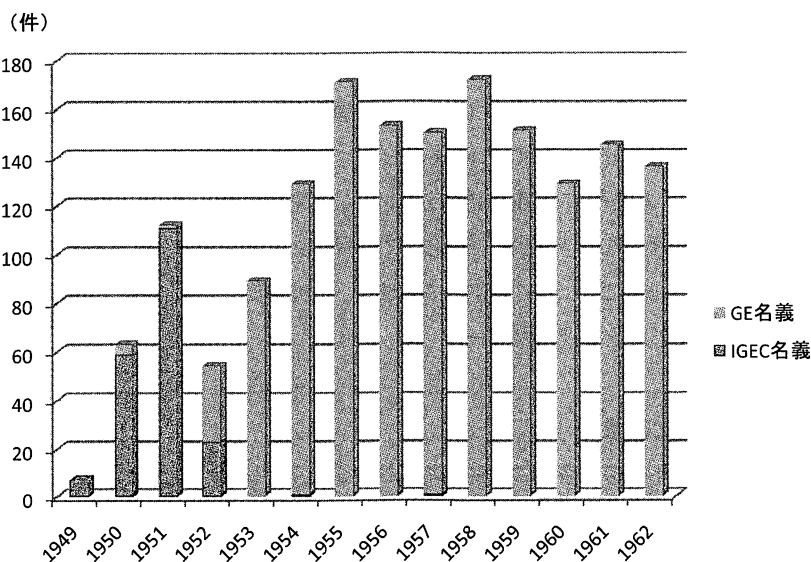
### 1. 出願の再開

戦後の国際経営政策が議論され決定されるなか、GEが戦間期の国際特許管理の方法と組織

を、どのように再編していったのかについて、日本の場合を明らかにしよう。まずは、戦後のGEによる日本特許出願の動向を見ていこう。

1941年12月の太平洋戦争開戦以降、戦争中の連合国人の日本への出願は戦時法によって禁止されていたが、戦後はGHQの指令によって出願が禁止された。1947年12月23日にGHQ民間財産管理局は覚書「外国人の特許権等の出願受理に関する件」を通知し、これにより特許標準局は外国人からの出願を受理しないように指令された。しかし翌年になると外国人も特許出願ができるようになった。1948年9月7日にGHQ覚書「在外人申請の各種特許権の登録許可に関する件」(SCAPIN 5981-A)が出され、同年9月1日に遡及して外国人出願の受理、審査、審判、登録などの手続きが開始された<sup>43)</sup>。

GEは1949年6月ごろから日本特許の出願を再開した。図1は1962年までに出版され、その後公告されたGE特許の推移を示している。これらの特許は、戦間期までのように東京芝浦電気など提携関係にある日本企業の名義によって出願されたのではなく、IGECとGEの名義によって出願された。1952年までに出版された特許はIGECが出願人となっているが、それ以降はGEが出願人となっている。というのは、100%子会社であったIGECが1952年の組織変革の際にGE本体に吸収され、一事業部となったからである<sup>44)</sup>。



注：1964（昭和39）年12月31日までに公告された特許にもとづき集計した。  
出所：『特許公報』等より筆者作成。

図1 GEの戦後日本特許出願

43) 特許庁『工業所有権制度百年史（下巻）』発明協会、1985年、19-20ページ。

44) 西村成弘、前掲、「IGECの事業部化と国際戦略の転換」『経営史学』。

出願件数の推移を確認すると、1951年には早くも100件を超える出願をしている。その後件数はいったん減少するが、1950年代半ば以降は年間約150件程度の出願がなされていることがわかる。1954年から1962年までの平均をとると、年間出願件数は148件であった。この水準は1920年代半ばから1940年代初めまでの件数と変わらない。1924年から1941年までに出願され権利化された特許を平均すると、年間約155件であった。この当時は東京電気、芝浦製作所、東京芝浦電気という日本企業名義で出願、取得されていたが、GEが日本に特許出願する程度を比較することができる。

最初に出願されたのは、オハイオ州クリーブランドのアルフレッド・グライナーによって発明された「電球又は其類似装置」で、同年6月30日に出願され、1950年11月30日に出願公告された。この特許の出願人は「インターナショナル・ゼネラル・エレクトリック・カンパニー・インコーポレーテッド」であった<sup>45)</sup>。この特許出願は通常の優先権主張をしているが、1951年3月までに提出された特許のほとんどは「工業所有権戦後措置法に依る優先権主張」を行って出願がなされた。この優先権に関する特例は、連合国人工業所有権戦後措置令第9条にもとづくものであり、「連合国人が戦争開始の前十二箇月以後にいずれかの国に最初の特許出願をした場合において、その者又はその承継人が特許庁にその特許出願に係る発明につき特許を出願したときは、その出願は、最初の特許出願の時にしたものとみなす」と規定されていた<sup>46)</sup>。通常の優先権主張は12カ月だが、この規定はそれを延長するものであった。IGECは1951年ごろまでは出願が許可されていなかった期間に出願できたであろう滞貨分を出願していたのである。1949年に出願された7件のうち5件、1950年に出願された59件のうち55件、1951年3月末までに提出された70件のうち67件が、これに該当した。

1951年4月以降は、「工業所有権戦後措置法に依る優先権主張」を行った特許出願が6件あるが、その他の特許は通常の優先権を主張して行われるようになった。したがって、GEによる戦後の特許出願は1951年ごろから本格的に始まり、1950年代半ば以降、年間約150件が出願される程度にまで拡大したといえるだろう。

## 2. 出願処理の方法と組織

戦後にIGECとGEが日本に出願した特許は、どのように出願処理がなされたのであろうか。誰によって出願処理がなされたかを明らかにする一つの手掛かりは、公告特許公報等に記されている出願代理人の弁理士を調べることである。

表3は1964年3月31日までに提出された特許、後に提出公告されたIGECおよびGE名義の特許を、代理人ごとに集計したものである。代理人が複数記されている場合は筆頭の代理人を集計して

45) 特許出願公告 昭25-4160。この特許は、出願後審査され、特許公告されたもののうち、出願日が最も新しいものである。公告されなかったがこれ以前に出願されたものがあつた可能性は排除できない。

46) 連合国人工業所有権戦後措置令、国立公文書館デジタルアーカイブ <http://www.digital.archives.go.jp/>



いる。この表によると、1957年まではほとんどの出願特許の代理人が井上一男であったことが分かる。井上は東京芝浦電気の特許部長であり弁理士であった。井上は1957年までのGEの特許出願928件のうち919件を出願処理しており、したがってこの頃まではGE特許の出願手続きの大部分が、戦間期と同じく日本の提携企業によって担われていたことが分かる。

表3 IGEC/GE特許の出願代理人

	井上一男	市川一男	中松潤之助	飯田治躬	安達世殿	猪股 清	その他	なし
1949	7							
1950	63							
1951	112							
1952	54							
1953	87	2						
1954	127	1					1	
1955	170	1						
1956	150		2				1	
1957	149						1	
1958	69	9	42	18	34			
1959	9	17	49	25	49	2		
1960	11	11	36	32	37	1		1
1961	20	7	25	36	38	19		
1962	10		34	11	71	10		

注：1）1964（昭和39）年12月31日までに公告された特許に基づき集計した。

2）筆頭代理人を集計した。

出所：『特許公報』等より筆者作成。

なお、1957年以前にも、東京芝浦電気特許部以外が出願処理を行っている場合がいくつかあった。このうち、市川一男が代理人となっている特許は、協和特許法律事務所（もと内村特許事務所）によって出願処理がなされたものである。内村特許事務所の設立者である内村達次郎は、戦間期に芝浦製作所の特許出願処理を行っていた<sup>47)</sup>。GEは日本特許を出願するにあたり、かつて日本の提携会社を媒介として関係のあった特許事務所を利用していた。

しかし、1958年になると、GEは日本特許の出願処理を東京芝浦電気特許部だけでなく、外部特許事務所に依頼するようになる。1958年には、GEは172件の特許出願の処理について、69件を東京芝浦電気に、9件を協和特許事務所（市川一男）に、42件を中松潤之助に、18件を飯田治躬に、34件を安達世殿にというふうに分散させている。この傾向は1959年以降も継続し、東京芝浦電気特許部と外部特許事務所という区分では、後者に出願処理を依頼する割合が大きくなっていく。

この表から明らかなように、1957年までは、GEは戦前と同じく東京芝浦電気特許部に出願依頼を行い、東京芝浦電気が出願事務を代行していた。GEが東京芝浦電気に出願処理を依頼

47) 西村成弘「外国技術の導入と特許部門の役割—芝浦製作所における特許部門の設立と展開—」『国民経済雑誌』第186巻第4号、2002年10月。

するのは、第一に、代理人選定を安全なものにするためであった。日本における特許出願を確実に行うためには、能力があり信頼できる特許事務所を選定する必要があるが、戦後しばらくはどのような事務所がそのような能力をもっているかの把握が難しかったことが考えられる。むしろ、すでに戦前から長い提携の歴史があり、以前からGE特許の代理出願を行っていた東京芝浦電気特許部を利用する方が合理的であった。第二に、GEは戦後も東京電気と、包括的ではないが一部の製品分野において特許ライセンスを与える契約を締結しており、将来特許ライセンスを与える場合には、その特許自身の日本出願を代理して行うことが合理的であった。

他方で、GEが1958年から外部特許事務所に出願依頼を行い始めた要因のうちもっとも主要なものは、GEと東京芝浦電気との間の特許契約が、戦前のような包括的な契約から個別契約へと変更されたことである。前出表2にもあるように、GEは戦後、東京芝浦電気以外にも日立製作所をはじめウエスト電気、電元社、三菱電機、岩崎電気というように、多数の企業に特許ライセンスを与えるようになった。GEは東京芝浦電気の競争相手企業に対して特許ライセンスを与えるようになるのだが、その特許を東京芝浦電気が出願処理しているのは合理性が損なわれる場合がある。これを回避するためにGEは、将来さまざまな日本企業にライセンスを与えることを見越して、出願処理を外部事務所に依頼するようになったと考えられる。

最後に、GEはどのように外部特許事務所を選択したかについて見ておこう。表4は1958年から1962年までにGEが出願し後に公告された特許について、代理人と技術分類の関係を見たものである。この表を見ると、たとえば東京芝浦電気特許部が出願処理している特許は第55類から第59類の発電機や送電装置に関する特許が多いことがわかる。これは、GEと東京電気は戦後も発電機に関する技術導入を継続して行っていたからである。外部事務所をみると、例えば中松は幅広い技術分野の特許を出願処理しているが、テレビ関連技術のものを多く処理しており、飯田は第51類や第85類に含まれる航空機エンジン分野のものを、安達はシリコンをはじめとする化学製品分野の特許を多く出願処理している。このように分野が集中するのは、特許事務所によって得意分野があるからであり、GEは技術分野ごとに特許事務所を選択し、独自に日本特許を出願、管理するようになった。すなわち、1919年から続いた、提携会社の特許管理能力に依拠して間接的に特許管理を行うのではなく、直接的な国際特許管理を行うようになったのである。

## V. おわりに

GEによる戦間期の国際特許管理は、1919年に東京電気、芝浦製作所とそれぞれ締結した特許契約に基づき行われた。それは、両社に特許部門を設置し組織能力を高めたうえで、その組織能力に依拠する形で、スケネクタディから遠く離れた外国市場において特許技術を利用し利益を生む様式であった。この管理方式は、戦間期におけるGEの国際特許契約の包括性と親和

表4 GE特許の技術分類と出願代理人

特許分類								(件)
	井上一男	市川一男	中松潤之助	飯田治躬	安達世殷	猪股	清	合計
第10類 冶金, 合金, 金属の熱処理	3		8	1	23		1	36
第12類 金属の加工	1		7	13	19			40
第13類 化学一般	1	2	7	1	6			17
第14類 非金属元素					12			12
第15類 無機化合物			3		29			32
第20類 陶磁器, 耐火物		1	2		5			8
第25類 ゴム, 可塑物					26			26
第26類 高分子重合物					56			56
第39類 パルプ, 紙					6			6
第50類 蒸気原動機	8			2			1	11
第51類 内燃機関	2		1	55				58
第53類 機械要素	4		1	9				14
第54類 機構, 伝動	8		5	2	11		1	27
第55類 発電, 電動	27	2	8	6	1		2	46
第56類 変電	16	1	11		3		2	33
第57類 電池		2	1		7		1	11
第58類 送電, 配電	16	1	2	2			6	27
第59類 一般的電気部分品	23	10	5	1	3		7	49
第60類 電線, ケーブル, 配線	2	1	2		1			6
第62類 電気材料	2		3	1	13			19
第63類 ポンプ			2	9			1	12
第67類 加熱		7	3		1			11
第85類 航空				24				24
第93類 照明		4	7				3	14
第97類 写真, 書画等の電送, テレビジョン	2		10					12
第98類 高周波電気通信			12					12
第99類 電子管	1	1	13		1			16
第100類 電氣的諸装置		1	21		1			23
第103類 写真, 映画			4		1			5
第106類 長さ, 角度, 形の測定	2		3					5
第111類 速度, 力, 熱, 光, 気象, その他の測定			6	1				7
第114類 計算			21					21
第136類 原子炉		2					4	6

注：1）1958年から1962年までに出版された特許に基づき集計した。

2）出現頻度が5件に満たない特許分類は表示していない。

出所：『特許公報』等より筆者作成。

的であり、同社の戦間期における国際経営を大きく前進させた。

戦間期の国際特許管理の方法は、しかし、戦後の国際戦略や国際政策に規定され再編された。GEの戦後の国際経営政策は1945年ごろからGEとIGECのトップマネジメントによって議論され始めた。1940年代初めから提起された一連の反トラスト法訴訟の影響もあったが、むしろトップマネジメントは、GEにおける技術の多様化、製品の多様化、そして戦間期の契約に含まれていた輸出制限が成長の桎梏となっているという点から、特許・技術契約を包括的なものから、非排他的で範囲と期間が限定された個別契約へと変更することを決定した。この決定に基

づき、1951年にはIGECは主要国の提携企業と契約改定を行った。

GEの国際政策の転換と契約改定に規定され、国際特許管理の方法と組織も再編された。1949年からGEは特許出願を再開するが、それらは戦間期のように提携企業の東京芝浦電気の名義ではなく、IGECやGEの名義であった。しかし1957年までは、GEは自らの特許の出願処理を東京芝浦電気の特許部に依頼していた。ただし、この関係は戦間期のように、東京芝浦電気が自社の名義となったGE特許を管理し利用するという関係ではなく、後にライセンスを行う関係上、外部特許事務所に出願依頼をするよりも合理的であるという理由からであった。しかし1958年になると、東京芝浦電気特許部に出願依頼する割合が急速に減少し、外部特許事務所に出願を依頼するようになる。ようやくこの頃になると、GEの戦後の国際特許政策である、非排他的なライセンスを供与しビジネスを行う方式が日本でも本格的に実践されるようになる。実質的に東京芝浦電気にのみライセンスを与える排他的関係ではなくなったことで、出願処理の方法と組織も変更されたのである。

外部特許事務所に出願依頼をし、GE自らが直接日本特許を管理するという方式は、1919年の契約以前においてGEが行っていた方式である。したがって、GEの国際特許管理の方法と組織は、直接的な方法から間接的な方法になり、戦後ふたたび直接的な管理様式となったといえることができる。しかし、1919年以前にGEが直接的な管理を行っていた理由は、日本や日本企業に十分な特許管理能力がなかったためであった。しかし国際特許管理契約によって日本の提携企業は特許管理の組織能力を蓄積し、また特許管理能力は日本企業に広く行きわたるようになった。1958年以降にGEが再び直接的な特許管理様式をとり始めたのは、したがって、グローバル競争が次の段階へと移行したことに対応している。1960年代以降、GEと東芝は資本関係や特許関係を維持しつつ、次第にグローバル市場における競合相手となっていく。